

市総合ビジョンおよび総合基本計画を策定しました

「ひとがきらめく！ 自然がきらめく！ 歴史がきらめく！
みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林」

本市では、人口減少や少子高齢化、経済低迷などの社会情勢の変化に対応し、今後も長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていくため、「市総合ビジョンおよび総合基本計画」を策定しました。

この計画は、29年度からの10年間で計画期間とし、めざすべきまちの将来像として「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林」を「総合ビジョン」で掲げるとともに、「総合基本計画」ではその実現に向けて必要な施策を示しています。

この計画の概要については、5月号広報に折り込みの「市総合ビジョンおよび総合基本計画（概要版）」をご覧ください。

また、同計画は、市役所（情報公開課および政策推進課）、中央・金剛図書館または市ウェブサイトの富田林市の「総合ビジョン・総合基本計画、広域連携」でご覧いただけます。お問い合わせ 政策推進課（内線514）



市近居同居促進給付金の申請を受け付け

親世代との近居・同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成しています

若者世代のUターンによる転入促進と転出抑止を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を創出するた

め、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

市近居同居促進給付金支給要件表	
対象者	対象住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■本市に住民登録をしている40歳以下の ■親世代が本市に1年以上継続して居住している人 ■28年4月1日以降（建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定）に住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ■当該住宅の建物登記簿における建物所有者（共有名義の場合はその代表者） ※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分を2分の1以上有していること。 ■親世代および子世帯に市税の滞納がない人 ■市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない人 ■過去に同給付金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ■新築または売買により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。 ■所有権保存登記または所有権移転登記が済んでいる住宅 ■関係法令に基づき適正に建築された住宅 ■自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 ■延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅



支給要件 本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、本市で住宅（中古を含む）を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で上表の要件を全て満たす人

支給金額 近居の場合 30万円、同居の場合 50万円

申請の受け付け 30年3月30日（金）までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所4階住宅政策課へ（郵送不可）

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

※説明書および申請書は、同課配布、または市ウェブサイト「住宅政策課」からダウンロードもできます。

お問い合わせ 住宅政策課（内線437）

子育て世代包括支援センター を設置しました ~妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援します!~

愛称「ゆにぞん」♪

近年、核家族化や地域とのつながりの希薄化などによって、妊産婦や親の孤立感、負担感が高まっており、関係機関が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施することが重要となっています。

このことから、28年6月の児童福祉法等の一部改正において、市町村は妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の設置に努めなければならないとされたところです。

国では、今後5年間（おおむね32年度末まで）で、全国展開をめざしてしていますが、本市ではこれに先駆け、今年5月より同センターを設置し、子育て世帯への包括的かつ継続的な切れ目のない支援を実施します。

妊娠、出産、子育てに関して、心配事や悩み事がある人は、気軽にご相談ください。

■設置場所 市役所2階子ども未来室、保健センター内健康づくり推進課

■実施内容 同センターでは、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランを作成し、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に提供していくために、次のことなどを実施します。

●支援プランの作成 妊娠期や子育て期において、必要に応じて支援プランを作成し、切れ目のない支援につなげます。

●窓口業務の拡大 従来から子ども未来室と健康づくり推進課で受け付けている母子健康手帳、妊婦健康診査受診券の交付、プレママ・ハッピーライフサポート事業に加えて、「育児ヘルパー事業」と「産後ケア事業」を同センターで受け付け、利便性の向上を図ります。また、転入者への妊婦健康診査受診券の交付についても同センターで受け付けします。

●情報連携の強化 支援プランをはじめ、保育士や保健師による家庭訪問、家庭児童相談、発達相談の状況から必要に応じて妊産婦や子どもの情報を同センターで共有することにより、子ども未来室と健康づくり推進課の連携を強化します。

●関係機関との連携 同センターで把握した情報に基づき、地域の保健医療、児童福祉、子育て支援事業などから必要な支援を選択し、速やかに関係機関につなぐなどの連携を図ります。



◆愛称「ゆにぞん」

ゆにぞんは、音楽用語で同じ高さの音を複数の声や楽器で同時に奏でることなどをいうことから、親子、子ども未来室と健康づくり推進課、みんなが一つになって、安心して出産、子育てをしていただけるようにとの思いを込めて、同センターの愛称に名付けました。



◆イメージフラワー「サルビア」

サルビアは、ラテン語を語源として、「健康」「良い状態」「安全」という意味を持っており、花言葉には「良い家庭」「家族愛」といったものがあることから、同センターのイメージフラワーとしていきます。



①育児ヘルパー事業

産前・産後の体調不良などにより、家事や育児が一時的に困難な家庭に対して、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し、食事の準備や掃除などのお手伝いをしています。



- 対象者 妊婦または出産後4カ月以内の産婦（多胎児の場合は出産後8カ月以内）
- 利用期間・回数 妊娠から出産後4カ月の間に10回まで（多胎児の場合は出産後8カ月で20回まで）
※ただし、1日1回2時間以内。

②産後ケア事業

産後の体調や育児に不安があり、家族などから支援を受けられない母子に対して、医療機関でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）の機会を提供し、助産師による授乳指導や育児相談などを実施しています。

- 対象者 生後4カ月未満の乳児とその母親
- 利用期間など 出産・出生から出産後・生後4カ月まで ※ショートステイ（宿泊）は、1回につき原則2泊3日まで。
- 実施施設 富田林病院（向陽台）、澤井レディースクリニック（喜志町）



問い合わせ 子ども未来室（内線203、208）、健康づくり推進課 ☎(28)5520

※①②の申し込みは、同室（内線203、208）および同課 ☎(28)5520 で随時受け付け。いずれも利用料が必要ですが（ただし、①は市民税非課税・生活保護世帯は無料）。詳しくは、お問い合わせください。

市プレミアム・ハッピーライフサポート事業

妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています



妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができ環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りします。

◆29年4月3日以降に、本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人
お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品など3万円相当分の品物
※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。

申請の受け付け 30年3月30日(金)まで(妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください)
※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。
問い合わせ 都市魅力創生課(内線420)

市小規模企業融資制度を拡充しました ～融資内容を一部変更し、より利用しやすくなりました～

本市では、小規模企業者の皆さんの経営安定と発展を支援するため、事業に必要な資金を低利で調達できるよう、大阪信用保証協会の保証付制度融資を実施し、資金供給の円滑化に努めています。



また、29年度より、皆さんがより利用しやすい制度となるよう融資内容を一部変更しましたので、ぜひご活用ください。

	変更前	変更後
融資限度額	400万円	600万円
融資期間	4年以内	5年以内

※融資限度額は、すでに利用されている保証協会付融資の残高との合計で1250万円まで。

融資利率 固定1.3% (金融情勢によって変動することがあります)

信用保証料 同保証協会が定める料率による保証料が必要

※約定どおり融資を完済された人には、約定利率の50%を補給します。また、融資当初の負担を軽減するため融資実行後、信用保証料を一括で支払われた人には保証料の50%を補給します。

※その他、融資限度額の大きい府の制度融資もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 商工観光課 (内線482)

市創業支援事業

～創業する人を
応援します～

本市では、市内でこれから創業する人を対象に、市創業支援事業を実施しています。

同事業では、創業にあたってのサポートをはじめ、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業講座」

などを受けることで、創業に必要な経費の一部補助などさまざまな優遇措置が受けられます。

また、29年度は、「業種特化型セミナー」と「創業講座」の2種類のセミナーの開催を予定しています。

※優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトの各課のページ「商工観光課」をご覧ください。

※「業種特化型セミナー」は、7月～8月まで、「創業講座」は、8月～9月までの間にいずれも全4回の日程で実施する予定です。詳しい日程や申し込み方法などは決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

問い合わせ 商工観光課 (内線482)

南河内広域公平委員会委員 が新しく就任されました

29年3月の第1回市議会定例会の同意を得て、4月1日付で同公平委員会委員に次の人が就任されました。

○渡邊 信昭さん (大阪狭山市今熊三丁目634の22)
問い合わせ 同公平委員会事務局 (内線486)

臨時福祉給付金（経済対策分）

～案内が送られていない人でも
給付金の対象となる場合があります～

本市では、「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請を受け付けています。同給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。「28年度臨時福祉給付金」を受給された人には案内を送付していますが、案内が送られていない人でも給付金の対象となる場合があります。

支給対象者かどうかの確認や申請書の必要な人はお問い合わせください。

※支給対象者の要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただくことができます。

申し込み 10月10日(火)までに、申請書に必要な書類を添えて、郵送で☎584・8511 市役所内臨時福祉給付金支給担当へ

※市役所2階特設受付または金剛連絡所2階特設受付への持参も可（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分。ただし、金剛連絡所2階特設受付は6月9日(金)まで）。

お問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(077)765

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、4年度より生産緑地地区を指定しています。このたび、新たに同地区の指定を次のとおり受け付けます。なお、指定は原則5年に一度となります。

生産緑地地区の 指定受け付け

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、4年度より生産緑地地区を指定しています。このたび、新たに同地区の指定を次のとおり受け付けます。なお、指定は原則5年に一度となります。

毎年5月は

消費者月間です

行動しよう 消費者の未来へ

消費者が主役となって安心・安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命として、消費者庁が設立されてから、7年が経ちました。この間、多様な主体や各地域と連携し、消費者一人

一人の暮らしを重視した消費者被害の防止や回復、自主的・合理的な商品選択の機会の確保、消費者教育などの取り組みを進めてきました。高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションの取り方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報化社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。

安心・安全で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、29年度消費者月間では、「行動しよう 消費者の未来へ」を統一テーマとして掲げます。

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけるよう、啓発リーフレットの配布や出前講座を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に本市や次の機関の消費生活相談をご利用ください。

●市消費生活センター

市役所1階7番窓口奥（内線186）、月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始は除く）

●消費者ホットライン

☎188、月～金曜日は午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時（年末年始は除く）
問い合わせ 商工観光課（内線483）

樹木調査 (ウメ輪紋病感染調査) が実施されます

市内でウメ輪紋病の発生が確認され、農林水産省では25年度から一部地域で緊急防除を実施しています。感染拡大の有無を確認するため、5月から8月までの間、次の地域のウメやモモなどの樹木調査を実施します。

■対象地域
青葉丘、加太、川向町、喜志新家町の一部、北大伴町の一部、久野喜台の一部、甲田、向陽台の一部、小金台、五軒家、寿町の一部、金剛伏山台の一部、桜ヶ丘

町、新青葉丘町、新家、大字須賀、須賀の一部、高辺台、谷川町、大字甘山の一部、甘山、津々山台、寺池台、富田林町の一部、西板持町の一部、大字錦織、錦織北、錦織東の一部、錦織南、錦ヶ丘町、錦織中、東板持町の一部、藤沢台の一部、大字伏見堂の一部、伏山の一部、富美ヶ丘町の一部、別井の一部、南大伴町の一部、宮甲田町、美山台、山中田町

■調査方法

農林水産省職員、府職員または府が委託した調査員が対象地域を見回り、感染の疑いがあると判断した場合は訪問して樹木を確認します。



また、分析のため、葉を数枚採取する場合があります。なお、不審に思われたときは身分証の提示を求めてください。

●ウメ輪紋病とは

同病に感染した植物(ウメなど)の葉には特徴的な輪紋が生じる他、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれるなどの悪影響を及ぼすことが知られ、海外では大きな被害が報告されています。

アブラムシ類の葉の吸汁で感染が広がりますが、人や動物へは感染せず、感染した木の果実を食べても健康に影響はありません。葉に特徴的な輪紋が生じている



ウメの木などを所有されている人はご連絡ください。※感染した樹木はまん延防止のため、所有者の同意を得て伐採処分する必要があります。お問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所(☎06(6571)0804)

町会(自治会)に加入を

地域住民がさまざまな活動を通じてお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、地域において町会(自治会)が組織されています。

町会(自治会)では、地域の集会所、防犯灯、ごみ置き場などの維持管理や、地域美化、交通安全、防犯、防災などさまざまな問題に取り組んでいます。

ステーション制によるごみ収集にご協力を

本市の家庭ごみの収集は、ごみ置き場に固めて出すステーション制になっています。

家の前に出したごみを収集する戸別収集は実施しておりません(ふれあい収集は除く)ので、ご協力をお願いします。

●スプレー缶、カセットボンベは資源カン・ビンの日に出してください

スプレー缶、カセットボンベは、資源カン・ビンとして収集していますので、粗大ごみの日には絶対に出さないでください。

また、ガスが残っていると火災や爆発などの重大事故につながる恐れがありますので、風通しの良い場所で穴を開けて、ガスを抜いてから資源カン・ビンの日に出してください。

問い合わせ 衛生課(内線144~146)

広報とんだばやしを毎月発行しています

広報とんだばやしは、町会(自治会)などを通じてご家庭に配布する他、市の公共施設や市内スーパー(エコー・ロゼ(イオン金剛東店)、万代梅の里店、ライフ滝谷店、スカイマー ト藤沢台店)にも備え付けています。

また、市ウェブサイトに掲載しています。

問い合わせ 情報公開課(内線326)

このように町会(自治会)は、最も身近で、地域にとって欠かせない存在で、地域住民の支え合いが明るく住みよいまちづくりにつながります。

できるだけ多くの皆さんに町会(自治会)活動についてご理解をいただき、町会(自治会)への加入をお願いいたします。

問い合わせ 市民協働課(内線473)

5月12日は

民生委員・児童委員の日です

「あなたの身近な相談相手

Ⅱ 民生委員・児童委員」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国各地で啓発活動を実施しています。
また、民生委員制度は、今年で創設100周年を迎えます。

子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え込まず身近にいる民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして

見守り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援をしたりしています。相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽ににご相談ください。地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は地域福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

6月1日は 人権擁護委員 の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国各地で啓発活動を実施しています。

本市では、この活動の一環として、次のとおり特設人権なんでも相談を開設します。人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

特設人権なんでも相談

とき 6月1日(木)、午前9時～正午、午後1時～4時
ところ 市役所地下904会議室(内線544)
※当日、直接会場へ。電話での相談も受け付け。

本市の人権擁護委員

- 池田 義尊さん
 - 岡本 聡子さん
 - 隆崎 永子さん
 - 川口 博夫さん
 - 木下 佳信さん
 - 蔵田 和子さん
 - 阪本 省三さん
 - 鈴木 善勝さん
 - 富士原 貞憲さん
 - 道旗 洋子さん
- 問い合わせ 人権政策課
(内線472)

新しい民生委員・ 児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、4月1日付で次の人が委嘱されました。

- 寿町四丁目7-19番 山口 剛さん ☎(25)7783
 - 久野喜台二丁目3番11-4-124棟 140-142棟 海老 佐紀子さん ☎(28)209
 - 富田林町(富山町・一里山町) 宮崎 詳子さん ☎(24)2289
- 問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

男女共同参画フォーラム 「Be-in ひろっぽ」 実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be-in ひろっぽ」を開催します。同フォーラムでは、年

間を通して分科会や講演会などを実施する予定です。皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。



実行委員 会は、6月～30年3月までの間に、毎月1回程度開催する予定です。
募集人員 10人程度(性別不問、男性歓迎)
申し込み 5月18日(木)(必着)までに、人権政策課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは郵送で ☎584・8511 常盤町1の1 人権政策課(内線474)・FAX(25)9037へ

5月1日～7日は

「憲法週間」です

「一人ひとりの尊厳を大切にす る」と知恵をつたえたい」

5月3日の憲法記念日を
中心とする、5月1日(月)～
7日(日)は憲法週間です。
人は、誰でも自分の夢を
持ち、一人一人がかけがえ
のない存在として、自由で
幸せに生きていきたい。暮
らしたいと願っています。
こうした私たちの当たり
前の願いを憲法はしつかり

支えてくれていますが(第
11・13・25条)、同時に私た
ちも絶えず努力してこの自
由と権利を持ち続けていか
なければならぬとされて
います(第12条)。
私たちのまち富田には
さまざまな世代、文化、習
慣、価値観を持った人が共
に暮らしています。

自分たちの生活・権利が
かけがえのないのと同様
に、相手の人権もまたかけ
がえのないものです(第14
条)。
互いの違いを認め合い、
理解するとともに、お互い
のアイデンティティーを大
切にしながらか共生する社
会。こうした豊かな人間関
係と人権意識に裏付けられ
た、誰もが安心して暮らせ
るまちをつくるため、この
週間を私たちが憲法につい
て考え、家庭や地域で語り
合い、その心と知恵を伝え
合う機会としましょう。
本市では、この週間に合
わせて5月を憲法月間と定
め、街頭啓発や特設人権な
んでも相談などを実施しま
す。

特設人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさ
まざまな人権問題の解決を
図るため、本市の人権擁護
委員が相談に応じます。
相談は無料で、秘密は厳
守します。
とき 5月12日(金)、午後1
時～4時
ところ 市役所904会議
室(内線544)
※当日、直接会場へ。電話
での相談も受け付け。
問い合わせ 人権政策課
(内線472)

29年工業統計調査に ご協力を

同調査は、わが国の工業
の実態を明らかにすること
を目的とした統計法に基づ
く報告義務がある重要な統
計です。
調査結果は、中小企業施
策や地域振興などの基礎資
料として活用されます。
対象となる事業所には、
5月下旬から調査員がお伺
いしますので、ご協力をお
願います。
問い合わせ 総務課(内線
331)

憲法月間行事(講演会)

「家族を過労死させないために！」 ～若者を使い潰すブラック企業の実態～

近年、過労死や自殺、精
神疾患、離職など、ブラッ
クアルバイトや過重労働に
よる若者の被害が新聞やテ
レビなどで毎日のように報
道されています。
講演会では、特に若者の
労働実態を検証し、あなた
の配偶者や子どもなどがそ
のような犠牲に遭わないた
めに、私たちはどのような
ことに注意し、どう対処す
ればいいのかを学びます。

とき 5月27日(土)、午前10
時30分～正午
ところ 中央公民館
対象者 市内在住・在勤・
在学の人
定員 80人(申し込み先着
順)
参加費 無料
講師 清水 亮宏さん(弁
護士)
申し込み 5月6日(土)～
中央公民館(☎24)3333

●日本国憲法(抜粋)

第11条(基本的人権の尊重)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げ
られない。この憲法が国民に保障する基本的
人権は、侵すことのできない永久の権利とし
て、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持、濫用の禁止、利 用責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利
は、国民の不断の努力によって、これを保持
しなければならない。又、国民は、これを濫用
してはならないのであって、常に公共の福祉
のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求 の権利)

すべて国民は、個人として尊重される。生
命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に
ついては、公共の福祉に反しない限り、立法
その他の国政の上で、最大の尊重を必要とす
る。

第14条(法の下での平等)

すべて国民は、法の下に平等であって、
人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ
り、政治的、経済的又は社会的関係において、
差別されない。(第1項)

第25条(生存権、国の義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
生活を営む権利を有する。(第1項)

市アドプト・ロード・プログラム 登録団体募集

市アドプト・ロード・プログラムとは、市が管理する道路などの一定区間を地元町会（自治会）などのボランティア団体や企業などに、清掃・緑化などの美化活動を継続的に実施していただき、市と協力して地域の環境美化に取り組む事業です。

同プログラムの参加団体には、一定の活動区間を設定し、原則月1回以上の美化活動をしていただいております。

現在6団体が登録して活動していただいております。

市は、回収したごみの処理や清掃道具の貸し出し、美化活動中の事故などに備えた保険の加入手続きおよび費用負担などの支援をします。

市が管理する道路などを継続的に美化活動していただける団体は、ご相談ください。

問い合わせ 道路交通課
(内線412、414)

道路の陥没などを発見された

ときはお知らせください

本市では、道路の安全確保のため、定期的に点検パトロールを実施しています。が、市内全ての区域を細部にわたって確認できないこともあります。

そのため、地域や道路利用者の皆さんからの情報提

供が大変有効となります。

通勤や散歩などの途中で、道路の穴や陥没、ガードレール・カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間などを見つけたときは、道路交通課（内線413）までご連絡をお願いします。

レノウサイクル 「かわっちゃん」 のご利用を

環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を出すレンタサイクル「かわっちゃん」が、市営喜志駅地下自転車駐車場（☎(24)6293）および富田林駅自転車駐車場（☎(24)9479）でご利用いただけます。



電動自転車も貸し出していますので、観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。

なお、利用方法・料金・時間など、詳しくは利用を希望される駐車場へお問い合わせください。

市営葬儀の ご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください（市ウェブサイトからダウンロードもできます）。
対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン		簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合	富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	19万8000円	
大人	28万円	大人	26万円
小人	27万7000円	小人	25万7000円

富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時まで (和室は翌日午後3時まで)。	5万円	
霊安室使用料 ※24時間まで。	3000円	
火葬室使用料	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

市営葬儀指定業者

- (株)安楽社（甲田二丁目9の10）☎(25)0042
 - (有)公栄社（富田林町24の4）☎(23)2064
 - (株)花仙葬祭（富田林町24の17）☎(23)2238
 - (株)花安（富田林町18の19）☎(23)6526
- 申し込み 右記の指定業者の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込んでください。
- ※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。
- 問い合わせ 衛生課（内線143、147）

5月は

宅地防災月間と

ため池愛護月間です

宅地防災月間

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなにかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

詳しくは、府建築指導室 建築企画課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/shokai.html、または市まちづくり推進課に備え付けの案内チラシをご覧ください。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するために、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

■石垣、擁壁などに亀裂などは入っていないか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。
■石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
■地盤は沈下していませんか。

■排水のための溝に泥などが詰まっていますか。
■問い合わせ 市まちづくり推進課（内線454）、府建築企画課（☎06（6210）9720）

ため池愛護月間

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生しています。

府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。本市でも広報活動などを実施します。で、皆さんも次のことなどに注意してください。

ため池を利用する皆さんへ

○ごみを捨てないようお願いします。
○地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。

○水を汚す家庭からの排水にちよつとした心遣いをお願いします。
○ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

子どもを水難事故から守るために

○ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしなす。

○ため池の安全施設の破損に注意しましょう。

○ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見つけたら注意の一声を掛けましょう。

○町会（自治会）などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。
問い合わせ 水路耕地課（内線495）

鳥獣による農作物被害防止柵設置 事業補助金をご活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が急増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。また、市と地元農業団体などが一体となつて「市有害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。
補助対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑

補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円
申し込み 5月8日（月）～30年2月28日（水）までに、農業振興課（内線445）へ
※ただし、予算がなくなり次第終了します。

今の時期から

熱中症にご注意を

熱中症とは、高温環境下において体内の温度が上昇し、正常な体温を維持できなくなってしまう状態をいいます。発症すると最悪の場合、死に至ることもあります。

特に高齢者や子どもは発症しやすいので、十分気を付けてください。気温が急激に高くなる日、湿度が高い日、風がない日、熱帯夜の翌日、体調の悪い日、運動などの活動の初日は特に気を付けましょう。

6月1日～7日は水道週間

6月1日(木)から7日(水)までの1週間にわたり、「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」をスローガンに第59回水道週間が実施されます。

この水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体などによって実施されるさまざまな広報活動などを通じて、水道についてさらに市民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的として毎年実施しています。

◆甲田浄水場を一般公開

本市でもこの水道週間に「甲田浄水場」を一般公開しますので、この機会にぜひ見学してください。

とき 6月1日(木)～7日(水) (3日(土)、4日(日)は除く)、午前10時～、午後2時～の2回

ところ 甲田浄水場

内容 地下水の取水から薬品の注入、沈殿池、ろ過施設など、水道水ができるまでの水処理工程を職員が説明しながら場内を案内

問い合わせ 水道工務課(甲田浄水場) ☎(24)1215

熱中症予防
5つの声掛けを実践
しましょう

●温度に気を配ろう

今いる所、これから行く所の温度、湿度を温度計や天気予報で知るようになりましょう。また、扇風機やエアコンを上手に使い、涼しい素材の服を着ましょう。特に外出時は帽子や日傘を利用しましょう。

●飲み物を持ち歩こう

いつでもどこでも水分補給ができるように、飲み物を持ち歩きましょう。

●休息をとろう

寝苦しい夜は、空気の通りを良くしたり、通気性の良い寝具を使ったりするな

どして、ぐっすり眠れる工夫をしましょう。

●栄養をとろう

バランスよく朝ごはんもしっかりと食べましょう。

●声を掛け合おう

家族やご近所同士で、「水分取ってる?」「少し休んだ方がよいよ」など声を掛け合いましょう。

熱中症の分類と対応

《分類Ⅰ(軽度)》めまい、

たちくらみ、こむら返り、汗が止まらない、涼しい場所に移動し、衣類をゆるめ休みましょう。保冷剤や冷やしたタオルで脇や足の付け根などを冷やし、水分補給をしましょう。

《分類Ⅱ(中等度)》頭痛、

吐き気、吐く、体がだるい、ぐったりする：自力で水を飲めないときは、すぐに救急車を呼んでください。

「大和川水防・大阪府地域防災総合演習」を開催

《分類Ⅲ(重度)》意識がない、けいれん、体温が高い、まっすぐ走れない、歩けない：ためらわず、救急車を呼んでください。

問い合わせ 保健センター ☎(28)5520

国土交通省、府、大阪府をはじめ、本市を含む9自治体や約50の団体など総勢約1000人が参加する大規模な防災訓練「大和川水防・大阪府地域防災総合演習」が実施されます。

同演習では、大規模な水災害から被害の軽減を図るため、水防工法の訓練をはじめ、避難訓練や救出・救助訓練、災害支援活動訓練など水害時に必要なさまざまな訓練が実施されます。

自主防災組織を結成しましょう

大規模災害が発生した場合、一人の力では限界があります。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

また、会場には洪水時の体験ができるコーナーや展示コーナーがあり、展示コーナーでは、防災に関する展示をはじめ、各種災害対策用の特殊車両や機器などを展示します。

皆さんもこの機会に同演習を見学し、水防の大切さを一緒に考えてみませんか。

とき 5月13日(土)、午前9時～正午 ※雨天決行。ただし、会場が使用できない場合は中止。

ところ 大和川河川事務所(藤井寺市川北三丁目8の33)前大和川右岸河川敷(近鉄道明寺線「柏原南口」から西へ徒歩約10分)

問い合わせ 危機管理室(内線9503)

期日前投票と 郵便などによる 不在者投票



郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を有し、投票所に行くことが困難で次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

身体障がい者手帳の記載内容

○両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がい

1・2級の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい

1・3級の人

○免疫・肝臓の障がい

1・3級の人

○戦傷病者手帳の記載内容

○両下肢、または体幹の障がい

が特別く第2項症の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい

が特別く第3項症の人

介護保険被保険者証の記載内容

○要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。

なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

期日前投票ができません

5月31日は 世界禁煙デー

また、たばこは喫煙者本人だけではなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。

禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「楽に」「より確実に」「費用もあまりかからずに」できます。



禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適用になり負担額が軽くなる場合もあります。

保健センターでは無料の禁煙相談も実施しておりますので、気軽にお問い合わせください。

また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。

とき 6月6日(火)、午前10時～午後3時

ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場

内容 呼気一酸化炭素濃度測定など 参加費 無料

(当日、直接会場へ)

問い合わせ 健康づくり推進課 (☎28)5520

期日前投票ができません

期日前投票ができません

期日前投票ができません

市役所と金剛連絡所で期日前投票ができます

選挙期日（投票日）に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき 選挙期日の公示（告示）日の翌日～選挙期日の前日、午前8時30分～午後8時（土・日曜日、祝日を含む）

ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

※基本的な投票手続きは、選挙期日の投票所における投票手続きと同じです。ただし、宣誓書の提出が必要となります。

結婚披露宴 at レインボーホール ～これからも二人をよろしくお 願ひします～

懐かしの「富寿殿」が復活します。

結婚はしたけれど、披露宴を挙げていない夫婦や、これから結婚を考えているカップルを対象に、アットホームな結婚披露宴を挙げるお手伝いをします。

とき 6月1日(木)～9月30日(土)（休館日を除く）、午前9時～午後5時、午後1時～10時から希望日・時間帯を選択

ところ レインボーホール（市民会館）

内容 披露宴会場（定員54人）と控室の利用料、ピアノやマイクなどの備品のレンタル代、ホールケーキ1個の費用などを同ホールが負担

※それ以外に掛かる費用など詳しくはお問い合わせください。

対象者 披露宴を挙げていない夫婦または結婚を考えているカップル

定員 1組

申し込み 5月9日(火)、午前10時に同ホール（☎25）1117）へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み不可）

※同日、午前10時に申し込みがない場合は引き続き受け付けます（申し込み先着順、電話申し込み不可）。

職場の労働問題で悩んでいませんか ～総合労働相談コーナーのご利用を～

大阪労働局では、労働問題に関するあらゆる分野（解雇、労働条件、配置転換、いじめ、嫌がらせなど）の相談を大阪労働局および府内13カ所の労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーで受け付けています。また、電話での相談も受け付けています。

相談内容に応じて、助言や指導をはじめ、関係法令や判例などの情報提供、関係機関の案内などをしますので、労働者はもちろん事業主の皆さんもご利用ください。

◇総合労働相談ダイヤル ☎0120(939)009

とき 月・水・木・金曜日＝午前9時～午後5時、火曜日＝午前9時～午後6時（いずれも祝日、年末年始を除く）

※携帯電話やIP電話などからはご利用できません。つながらない場合や携帯電話からは☎06(7660)0072へおかけください。

問い合わせ 大阪労働局指導課 ☎06(6941)8940

女性のための電話相談のご利用を

本市では、毎月第1・2金曜日と、第3・4火曜日に「女性のための電話相談」を実施しています。

配偶者・恋人とのことや家庭・職場での人間関係、仕事・育児・性のこと、生き方など、暮らしの中で抱えているさまざまな不安や悩みについて、女性相談員がお聴きします。



5月5日(木)も同電話相談を実施しますので、普段は仕事などで相談することができない人は、この機会にぜひご相談ください。

●女性のための電話相談 ☎(23)0567

※相談日程・時間などは、22ページ「今月の相談」をご覧ください。

問い合わせ 人権政策課（内線474）

広報ふれあい しポーターを 募集します

広報ふれあいレポーター（ボランティア）になって、広報とんだばやしにあなたの企画で、取材記事を書いてみませんか。

対象者 月～金曜日（祝日は除く）に活動できる市内在住で20歳以上の人
任期 7月1日(土)～30年3月31日(土)
申し込み 郵送で応募の動機とレポーターとして取材してみたいことを原稿用紙800字程度にまとめ、履歴書を同封し、5月31日(水)（必着）までに☎584・8511常盤町1の1情報公開課（内線326）へ
※採用者には電話でお知らせします。

市職員の人事異動

4月1日付の人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。
▽市長公室付部長・危機管理官 奥田 尚登
▽まちづくり政策部長 皆見 貴人

▽産業環境部長 杉分 英夫
▽上下水道部長 山際 康友

▽市長公室理事兼政策推進課長 渡部 るり
▽教育総務部理事兼学校給食課長兼第一学校給食センター所長 金銅 利哉
▽消防本部理事兼消防署長 京谷 倫之介
▽議会事務局次長(理事) 祐村 元人
問い合わせ 人事課（内線321）

コンビニ交付サービス が一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。同サービスでは、市・府民税証明書（現年度分）、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行ができますが、次の日は、システム点検のため、

め、一時休止になりますのでご注意ください。
休止日 5月31日(水)
問い合わせ 課税課（内線117）、市民窓口課（内線131）

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 5月7日(日)、6月4日(日)、午前9時～正午
ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）